


所管部課	総務部 文書課	部長	北田和雄		
件名	東大和市文書管理規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1 要旨					
<p>文書等（文書及び電磁的記録）の定義において、起案文書、供覧文書のほかに、新たに「資料文書等」を追加する。</p> <p>このことにより、職務上作成、又は取得した組織共用性を有する文書等について、情報公開条例及び個人情報保護条例における「行政文書」と概念の整合を図る。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①組織共用性を有するが、起案・供覧・常用の必要がなく保存期間を定めない文書等を「資料文書等」と定義する。 ②資料文書等は不要になった時点で廃棄することを規定する。 ③常用漢字表の改正による表記の修正を行う。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 組織共用性を有する文書等の取扱いについて、情報公開条例及び個人情報保護条例との整合が図れる。また、資料等の位置づけが明確となる。 なお、ファイリングシステムにおける運用に関しては、実質的な影響はない。</p>					
2 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課法規係の事前審査済み。					
3 留意事項（問題点等） 改正内容については、職員周知を予定。					
4 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。